別記第五十七南極特別保護地区中「南緯77度33分12秒東経166度9分56秒」を「南緯77度33分11秒東経166度9分59秒」と改め、「起点とし」の下に「、同地点から東方、北から8度の方角に引いた直線を北北東に進み、ポニー湖の北東にある湖の東にある地点（南緯77度33分11秒東経166度9分59秒）に至り」を加え、「南緯77度33分8秒」を「南緯77度33分7秒」に、「東経166度10分33秒」を「東経166度10分32秒」に、「南緯77度33分16秒」を「南緯77度33分15秒」に、「南緯77度33分13秒」を「南緯77度33分12秒」に改め、地図を次のように改める。

（地　図）

別表第四の四十六の項中「すべて」を「全て」に改める。

別表第四に次のように加える。

九十一	サウス・シェトランド諸島のリビングストン島に建てられたブルガリアのセントクリメント・オーリドスキー基地のレイム・ドッグ小屋	南緯六十二度三十八分二十九秒 西経六十度二十一分五十三秒
九十二	千九百五十九年から二千十年まで南極地域で使用された雪上重トラクター「ハリコフチャンカ」	南緯六十九度二十二分四十一秒 東経七十六度二十二分五十九秒

別表第六中「すべて」を「全て」に改める。

別表第六第一南極特別保護地区の項第三号中「南緯六十七度二十七分四十八秒東経六十度五十三分十六秒」を「南緯六十七度二十七分六秒東経六十度五十三分十七秒」に改め、同項第六号中「科学的調査」の下に「又は管理活動」を加え、同項第七号中「南緯六十七度二十七分四十九秒東経六十度五十三分九秒」を「南緯六十七度二十六分十七秒東経六十度五十九分二十三秒」に改める。

別表第六第二南極特別保護地区の項第十三号中「科学的調査」の下に「又は管理活動」を加え、「当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示」を「必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去」に、「なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去」を「なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示」に改める。

別表第六第四南極特別保護地区の項第三号中「当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示」を「必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去」に、「なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去」を「なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示」に改める。

別表第六第五南極特別保護地区の項第四号中「原則として、」を削り、「当該地区の直上空域を飛行しないこと。なお、」を削り、「場合においても」を「場合を除き」に改め、「南にある区域」の下に「（以下「飛行制限区域」という。）」を加え、同号に後段として次のように加える。

なお、科学的調査又は管理活動のために必要な場合においても、飛行制限区域の地表から高度三百メートル以下の空域を飛行しないこと。

別表第六第六南極特別保護地区の項第三号中「南緯七十二度十九分十四秒」を「南緯七十二度十九分十三秒」に改め、同項第四号中「直上空域」の下に「であって、高度六百十メートル以下の空域」を加える。

別表第六第十九南極特別保護地区の項第八号ただし書を削る。

別表第六第四十八南極特別保護地区の項第三号中「当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示」を「必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去」に、「なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去」を「なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示」に改める。